

独立行政法人日本学生支援機構中期計画

(序 文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）においては、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 3 条に定められた目的を達成するために、適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、（i）奨学金事業、（ii）留学生支援事業、（iii）学生生活支援事業に係る業務を行う。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。

(1) 貸与奨学金

① 奨学金の的確な貸与

意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。

② 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。

また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。

③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収

奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組み、今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を今中期目標期間中に91.4%以上とする。

また返還金の回収状況について、定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。

④ 機関保証制度の運用

奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。

機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。

また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。

⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。

また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。

⑥ 所得連動返還方式の運用

奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」について、学生等に対して適切に情報提供、周知を行うとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努め、確実に実施する。

(2) 給付奨学金

① 奨学金の的確な支給

給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。

なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）につい

ては、経過措置として支給を行う。

② 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。

(3) 奨学金事業に共通する事項の実施

① 奨学金制度の周知及び広報の充実

学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催やスカラシップ・アドバイザー、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供に努める。

また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会に対応できるコールセンター機能の充実を図る。

② 学校との連携強化

奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。

特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。

また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。

なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。

③ 効果検証方策等の検討

奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うとともに、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について検討を行う。

2 留学生支援事業

「留学生 30 万人計画」、「日本再興戦略」、「第 3 期教育振興基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）等の国の戦略を踏まえ、各種奨学金制度や大学等の留学生交流を支援する施策等を適切に実施するとともに、留学に関する情報発信を積極的に行い、外国人留学生の受入れ及び日本人生徒・学生の留学支援を推進する。

(1) 外国人留学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

日本留学情報サイト等の活用により、日本留学が期待される者を中心に、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行う。一元的な情報発信機能の強化に向けては、政府機関、大学等関係機関との連携を強化するとともに、関係機関からの積極的な情報提供を促す。

日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

② 日本留学試験の適切な実施

得点の等化、海外実施に対応する複数問題の作成、厳正な試験監督の実施、不測の事態における受験機会の確保等により、日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。

なお、試験実施にあたっては、令和3年度から国内・国外会場とも受験料を段階的に見直すとともに、効率的な運営により、収支の均衡に努める。

また、コンピュータ試験の実施に向けた必要な準備を計画的に行う。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。

今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（平成30年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることをとする。

③ 日本語教育センターにおける教育の実施

日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施し、大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者への教育内容等に係る満足度に関する調査において回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。また、モデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。

④ 学資金の支給等

大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。

なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。

- ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。
- イ. 留学生受入れ促進プログラムについては、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、学資金を重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。
- ウ. 海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して重点的に支援を行う。
- エ. 外国人留学生が借り上げ宿舎に居住する場合等に費用の一部を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。

⑤ 宿舎の支援及び交流促進

東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、より多くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流、並びに外国人留学生の就職支援の充実等の取組を行う。

また、外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。

⑥ 卒業・修了後の支援

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するため、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援や大学等に対する情報提供等を関係機関等と連携して行う。

帰国外国人留学生に対しては、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学経験者のネットワーク化に向けた支援の充実を図るとともに、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。

(2) 日本人留学生に対する支援

① 海外留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。

また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数が、前中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を上回ることをとする。

② 学資金の支給

グローバルに活躍する人材を育成する国の方針のもと、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、学資金を適切に支給する。

また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行う。

官民協働留学支援策である「トビタテ！留学JAPAN」について、民間企業等からの寄附金を募り、2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けて計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。

さらに、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。

3 学生生活支援事業

機構は、「第4次障害者基本計画」（平成30年3月30日閣議決定）、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略」等の政府方針に基づき、大学等における就職率の動向等を踏まえ、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、重点的に問題の把握・分析、先進的取組の共有等の取組を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。

（1）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

国や機構の施策等の基礎となる大学等における学生生活状況について調査・分析を充実するとともに、学生生活支援の充実に資するよう情報提供等を実施する。

また、大学等における学生生活支援の取組について調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、先進的な取組や喫緊の課題について大学等の理解・啓発に資するよう情報提供等を実施する。

（2）障害のある学生等に対する支援

障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、修学支援に関する実態調査を通じて問題の把握・分析を行うとともに、高大連携や就労支援など主要課題に関する理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施する。

また、障害学生等に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、取組事例の収集を含めた総合的な情報提供等を推進し、体制整備が進まない大学等に対してはより重点的に、全学を挙げた取組の実施や学外機関との連携の働きかけを強化する。

(3) キャリア教育・就職支援

各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資するよう、総合的な情報提供等の推進を図り、各大学等におけるキャリア教育・就職支援の全学的な取組を促進する。

特に、産学協働により教育的効果の高いインターンシップが推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・発信等を行い、各大学等と産業界との取組を支援する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。

また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

(2) 人件費・給与水準の見直し

総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。

(3) 契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。

2 組織の効果的な機能発揮

課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。

3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を、若手研究者等の活用を図りつつ実施する。

4 情報システムの適切な整備及び管理

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

Ⅲ 財務内容に関する事項

1 収入の確保等

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

2 寄附金事業の実施

寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給、優秀な学生の顕彰等の寄附金事業を適切に実施する。

3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。

4 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

5 短期借入金の限度額

奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,250億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、54億円とする。

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画
なし

7 重要な財産の処分等に関する計画
なし

8 剰余金の使途
決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。

IV その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制・ガバナンスの強化

(1) 事業運営への外部有識者の参画

運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得る。

(2) 外部評価の実施

外部有識者で構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。

(3) 理事会等によるガバナンスの確保

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。

(4) リスク管理の推進

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策

定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。

(5) コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。特に、個人情報保護については、研修の改善・充実等により、さらなる徹底を図る。

(6) 内部監査の実施

業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施するとともに個人情報保護、情報セキュリティ等の内部統制上重要な事項について監査を実施する。

2 情報セキュリティ対策の推進

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成 30 年 7 月 25 日改定）等に基づき、機構が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。

3 広報・広聴の充実

国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、SNS やウェブ動画等の新たな媒体も活用しつつ、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。

また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。

4 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

特に、機構の事業が拡大する中、奨学金事業の実施拠点となる市谷事務所の老朽化、狭隘化が著しく、継続利用が困難であることから、事務所再整備に向けた対策を講ずる。

5 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 戦略的に人材を確保・育成するために、人事基本計画の見直しを実施する。
- ② 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。
- ③ 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関と

の人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を実施する。

(2) 人事に係る指標

業務量に応じた適正な人員配置を行う。

(参考)

中期目標期間中の人件費総額見込み

19,431 (百万円)

ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

6 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

7 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。

前期中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。

(別紙)

4 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

令和元年度～令和5年度 予算(総括表)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
収入					
借入金等	5,732,438	-	-	-	5,732,438
運営費交付金	41,366	23,565	1,523	10,660	77,114
育英資金返還免除等補助金	40,393	-	-	-	40,393
学資支給基金補助金	14,000	-	-	-	14,000
学資支給金補助金	1,198,023	-	-	-	1,198,023
留学生交流支援事業費補助金	-	40,084	-	-	40,084
寄附金収入	1,990	4,342	40	-	6,372
貸付回収金	4,477,748	-	-	-	4,477,748
貸付金利息等	172,234	-	-	-	172,234
政府補助金	48,710	-	-	-	48,710
事業収入	-	4,613	-	-	4,613
雑収入	14,087	2,687	-	186	16,960
計	11,740,989	75,290	1,563	10,846	11,828,688
支出					
奨学金貸与事業費	5,263,065	-	-	-	5,263,065
一般管理費	-	-	-	10,744	10,744
うち、人件費(管理系)	-	-	-	5,594	5,594
物件費	-	-	-	5,150	5,150
業務経費	54,985	30,814	1,523	-	87,322
うち、人件費(事業系)	13,469	4,954	1,059	-	19,482
物件費	41,516	25,860	464	-	67,840
特殊経費	468	50	-	102	620
借入金等償還	4,930,050	-	-	-	4,930,050
借入金等利息償還	233,201	-	-	-	233,201
学資支給基金補助金経費	20,326	-	-	-	20,326
学資支給金補助金経費	1,198,023	-	-	-	1,198,023
留学生交流支援事業費補助金経費	-	40,084	-	-	40,084
寄附金事業費	1,990	4,342	40	-	6,372
計	11,702,109	75,290	1,563	10,846	11,789,808

※1 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※2 一般管理費のうち、物件費(5,150百万円)から公租公課及び土地借料を除いた費用は1,495百万円である。

※3 奨学金事業における業務経費のうち、物件費(41,516百万円)には、奨学金貸与事業に関する費用として32,877百万円が含まれている。

【奨学金の貸与及び支給】

奨学金の貸与及び支給に係る金額は仮のものであり、今後、変更する場合がある。

【国庫補助金】

国庫補助金は、育英資金返還免除等補助金(返還免除補助金及び回収不能債権補助金)、学資支給基金補助金、学資支給金補助金、留学生交流支援事業費補助金とする。

回収不能債権補助金として国が負担する額は、「中期目標」及び「債権管理規程」に基づき適正に債権管理した結果、破綻債権として償却が認められたものに限定する。

【人件費の見積り】

期間中総額 19,431百万円を支出する。

ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

【運営費交付金の算定ルール】

1. 業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費(P)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \alpha 1 \times \sigma$$

P(y) : 当該事業年度における業務部門人件費。P(y-1)は直前の事業年度における業務部門人件費。

 $\alpha 1$: 業務人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数を決定。

2. 業務部門物件費

(1) 毎事業年度の業務部門物件費(C)については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = R(y) + T(y) + D(y)$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta \times \gamma$$

$$T(y) = T(y-1) \times \alpha 2$$

C(y) : 当該事業年度における業務部門物件費。
R(y) : 当該事業年度における業務部門物件費(奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く)。R(y-1)は直前の事業年度における業務部門物件費(奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く)。
β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
T(y) : 当該事業年度における奨学金事業業務経費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。
α 2 : 奨学金事業業務経費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
D(y) : 新規に追加される業務経費。

(2) 令和5年度の奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用は、以下の数式の条件を満たすものとする。

期首要回収額の伸び率(令和5年度額/平成30年度基準額) > 奨学金貸与事業に関する費用の伸び率(令和5年度額/平成30年度基準額)

なお、平成30年度の基準額は次のとおりとする。

① 期首要回収額 730,195,318千円

② 奨学金貸与事業に関する費用 7,246,621千円

※ 奨学金貸与事業に関する費用とは、奨学金事業業務経費から、奨学金給付事業に関する費用及び特殊経費(システム改修費用)を除外した経費をいう。

3. 一般管理部門人件費

毎事業年度の一般管理部門人件費(Pk)については、以下の数式により決定する。

$$Pk(y) = Pk(y-1) \times M1 \times \sigma$$

Pk(y) : 当該事業年度における一般管理部門人件費。Pk(y-1)は直前の事業年度における一般管理部門人件費。
M1 : 管理人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4. 一般管理部門物件費

毎事業年度の一般管理部門物件費(Ck)については、以下の数式により決定する。

$$Ck(y) = Rk(y) + Tk(y)$$

$$Rk(y) = Rk(y-1) \times \beta$$

Ck(y) : 当該事業年度における一般管理部門物件費。
Rk(y) : 当該事業年度における一般管理部門物件費(公租公課・土地借料を除く)。
Rk(y-1)は直前の事業年度における一般管理部門物件費(公租公課・土地借料を除く)。
Tk(y) : 当該事業年度における公租公課・土地借料。

5. 自己収入

毎事業年度の自己収入(B)の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = B(y-1) \times \delta$$

B(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度における自己収入。
δ : 収入政策係数。過去の実績等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

6. 運営費交付金

毎事業年度に交付される運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = [C(y) - T(y) - D(y)] \times \alpha 3 + T(y) + D(y) + [Ck(y) - Tk(y)] \times M2 + Tk(y) + P(y) + Pk(y) - B(y) + \varepsilon(y)$$

A(y) : 当該事業年度における運営費交付金。
α 3 : 業務効率化係数。中期目標に記載されている削減率を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
M2 : 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減率を踏まえ、各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
ε(y) : 当該事業年度における特殊経費。退職の人数の増減等の事由により当該年度に限り限定的に発生する経費で、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

・人件費調整係数	σ	令和元年度以降の年次見込に基づき試算
・消費者物価指数	β	1.0000
・業務政策係数	γ	1.0000
・収入政策係数	δ	令和元年度以降の年次見込に基づき試算
・業務効率化係数	α 3	0.9809
・一般管理効率化係数	M2	0.9568
・貸与事業業務経費	T	要返還債権の増等を反映して試算

令和元年度～令和5年度 予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
収入					
借入金等	5,732,438	-	-	-	5,732,438
運営費交付金	41,366	23,565	1,523	10,660	77,114
育英資金返還免除等補助金	40,393	-	-	-	40,393
学資支給金補助金	1,198,023	-	-	-	1,198,023
留学生交流支援事業費補助金	-	40,084	-	-	40,084
寄附金収入	1,990	4,342	40	-	6,372
貸付回収金	4,477,748	-	-	-	4,477,748
貸付金利息等	172,234	-	-	-	172,234
政府補給金	48,710	-	-	-	48,710
事業収入	-	4,613	-	-	4,613
雑収入	14,087	2,687	-	186	16,960
計	11,726,989	75,290	1,563	10,846	11,814,688
支出					
奨学金貸与事業費	5,263,065	-	-	-	5,263,065
一般管理費	-	-	-	10,744	10,744
うち、人件費(管理系)	-	-	-	5,594	5,594
物件費	-	-	-	5,150	5,150
業務経費	54,985	30,814	1,523	-	87,322
うち、人件費(事業系)	13,469	4,954	1,059	-	19,482
物件費	41,516	25,860	464	-	67,840
特殊経費	468	50	-	102	620
借入金等償還	4,930,050	-	-	-	4,930,050
借入金等利息償還	233,201	-	-	-	233,201
学資支給金補助金経費	1,198,023	-	-	-	1,198,023
留学生交流支援事業費補助金経費	-	40,084	-	-	40,084
寄附金事業費	1,990	4,342	40	-	6,372
計	11,681,783	75,290	1,563	10,846	11,769,482

※1 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※2 一般管理費のうち、物件費(5,150百万円)から公租公課及び土地借料を除いた費用は1,495百万円である。

※3 奨学金事業における業務経費のうち、物件費(41,516百万円)には、奨学金貸与事業に関する費用として32,877百万円が含まれている。

令和元年度～令和5年度 予算(学資支給業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
収入					
学資支給基金補助金	14,000	-	-	-	14,000
計	14,000	-	-	-	14,000
支出					
学資支給基金補助金経費	20,326	-	-	-	20,326
計	20,326	-	-	-	20,326

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(2) 収支計画

令和元年度～令和5年度 収支計画(総括表)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
費用の部					
経常費用	1,639,947	75,632	1,571	10,818	1,727,969
業務経費	1,628,641	70,738	1,526	-	1,700,906
寄附金事業費	1,991	4,342	40	-	6,373
一般管理費	-	-	-	10,466	10,466
減価償却費	9,315	552	5	351	10,224
臨時損失	2,485	964	211	1,132	4,790
収益の部					
経常収益	1,672,117	75,588	1,571	10,818	1,760,094
運営費交付金収益	35,914	22,752	1,387	9,534	69,587
自己収入	186,328	7,299	-	-	193,627
受託収入	-	33	-	-	33
寄附金収益	1,991	4,342	40	-	6,373
補助金等収益	1,300,146	40,084	-	-	1,340,230
財源措置予定額収益	138,475	-	-	-	138,475
賞与引当金見返に係る収益	894	355	76	410	1,735
退職給付引当金見返に係る収益	835	317	63	336	1,551
資産見返負債戻入	7,416	406	5	351	8,178
財務収益	118	-	-	186	304
臨時利益	2,485	964	211	1,132	4,790
純利益	32,170	△44	-	-	32,126
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-
総利益	32,170	△44	-	-	32,126

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
費用の部					
経常費用	1,619,611	75,632	1,571	10,818	1,707,632
業務経費	1,609,094	70,738	1,526	-	1,681,358
寄附金事業費	1,991	4,342	40	-	6,373
一般管理費	-	-	-	10,466	10,466
減価償却費	8,527	552	5	351	9,436
臨時損失	2,485	964	211	1,132	4,790
収益の部					
経常収益	1,651,781	75,588	1,571	10,818	1,739,758
運営費交付金収益	35,914	22,752	1,387	9,534	69,587
自己収入	186,328	7,299	-	-	193,627
受託収入	-	33	-	-	33
寄附金収益	1,991	4,342	40	-	6,373
補助金等収益	1,280,598	40,084	-	-	1,320,683
財源措置予定額収益	138,475	-	-	-	138,475
賞与引当金見返に係る収益	894	355	76	410	1,735
退職給付引当金見返に係る収益	835	317	63	336	1,551
資産見返負債戻入	6,627	406	5	351	7,390
財務収益	118	-	-	186	304
臨時利益	2,485	964	211	1,132	4,790
純利益	32,170	△44	-	-	32,126
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-
総利益	32,170	△44	-	-	32,126

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 収支計画(学資支給業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
費用の部					
経常費用	20,336	-	-	-	20,336
業務経費	19,548	-	-	-	19,548
減価償却費	789	-	-	-	789
臨時損失	-	-	-	-	-
収益の部					
経常収益	20,336	-	-	-	20,336
補助金等収益	19,548	-	-	-	19,548
資産見返負債戻入	789	-	-	-	789
臨時利益	-	-	-	-	-
純利益	-	-	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-	-

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(3) 資金計画

令和元年度～令和5年度 資金計画(総括表)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
資金支出					
業務活動による支出	△36,014,954	△75,727	△1,553	△11,785	△36,104,019
学資金貸与	△5,263,065	—	—	—	△5,263,065
学資金支給	△1,214,849	—	—	—	△1,214,849
人件費支出	△14,186	△5,241	△1,059	△5,661	△26,147
短期借入金の返済による支出	△24,319,453	—	—	—	△24,319,453
長期借入金の返済による支出	△4,930,050	—	—	—	△4,930,050
支払利息	△233,201	—	—	—	△233,201
寄附金事業による支出	△1,990	△4,057	△40	—	△6,087
その他の業務支出	△38,159	△66,429	△454	△4,857	△109,900
国庫納付金の支払額	—	—	—	△1,267	△1,267
投資活動による支出	△4,652	△225	△10	△456	△5,343
財務活動による支出	△1,703	△102	—	—	△1,805
次期中期目標期間への繰越金	220,579	988	319	911	222,797
資金収入					
業務活動による収入	36,060,212	73,871	1,523	10,974	36,146,581
運営費交付金による収入	41,366	23,565	1,523	10,660	77,114
政府補助金による収入	48,710	—	—	—	48,710
国庫補助金による収入	1,252,417	40,084	—	—	1,292,501
貸付回収金による収入	4,477,749	—	—	—	4,477,749
学資金支給金の回収による収入	4	—	—	—	4
短期借入による収入	24,319,453	—	—	—	24,319,453
長期借入による収入	5,731,602	—	—	—	5,731,602
貸付金利息	172,106	—	—	—	172,106
その他の業務収入	14,314	8,101	—	314	22,729
寄附金収入	2,493	2,121	—	—	4,614
投資活動による収入	2,500	—	—	—	2,500
その他の投資収入	2,500	—	—	—	2,500
前期中期目標期間からの繰越金	179,176	3,171	359	2,178	184,883

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
資金支出					
業務活動による支出	△35,995,589	△75,727	△1,553	△11,785	△36,084,654
学資金貸与	△5,263,065	—	—	—	△5,263,065
学資金支給	△1,198,023	—	—	—	△1,198,023
人件費支出	△13,937	△5,241	△1,059	△5,661	△25,898
短期借入金の返済による支出	△24,319,453	—	—	—	△24,319,453
長期借入金の返済による支出	△4,930,050	—	—	—	△4,930,050
支払利息	△233,201	—	—	—	△233,201
寄附金事業による支出	△1,990	△4,057	△40	—	△6,087
その他の業務支出	△35,870	△66,429	△454	△4,857	△107,610
国庫納付金の支払額	—	—	—	△1,267	△1,267
投資活動による支出	△3,873	△225	△10	△456	△4,564
財務活動による支出	△1,703	△102	—	—	△1,805
次期中期目標期間への繰越金	219,430	988	319	911	221,648
資金収入					
業務活動による収入	36,045,988	73,871	1,523	10,974	36,132,357
運営費交付金による収入	41,366	23,565	1,523	10,660	77,114
政府補給金による収入	48,710	—	—	—	48,710
国庫補助金による収入	1,238,417	40,084	—	—	1,278,501
貸付回収金による収入	4,477,749	—	—	—	4,477,749
短期借入による収入	24,319,453	—	—	—	24,319,453
長期借入による収入	5,731,602	—	—	—	5,731,602
貸付金利息	172,106	—	—	—	172,106
その他の業務収入	14,312	8,101	—	314	22,727
寄附金収入	2,275	2,121	—	—	4,396
投資活動による収入	2,500	—	—	—	2,500
その他の投資収入	2,500	—	—	—	2,500
前期中期目標期間からの繰越金	172,107	3,171	359	2,178	177,814

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 資金計画(学資支給業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
資金支出					
業務活動による支出	△19,365	—	—	—	△19,365
学資金支給	△16,826	—	—	—	△16,826
人件費支出	△249	—	—	—	△249
その他の業務支出	△2,290	—	—	—	△2,290
投資活動による支出	△779	—	—	—	△779
次期中期目標期間への繰越金	1,149	—	—	—	1,149
資金収入					
業務活動による収入	14,224	—	—	—	14,224
国庫補助金による収入	14,000	—	—	—	14,000
学資金支給金の回収による収入	4	—	—	—	4
その他の業務収入	2	—	—	—	2
寄附金収入	218	—	—	—	218
前期中期目標期間からの繰越金	7,069	—	—	—	7,069

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。